

# 弁護士報酬基準一覧表(民事事件)

この基準に基づき算定された報酬は、別途消費税が加算される

1 訴訟事件(手形・小切手訴訟をのぞく)非訟事件、家事審判事件、行政手続事件及び仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3,000万円以上の場合 5%+9万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 3%+69万円 3億円以上の場合 2%+369万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。 ※着手金の最低限は10万円
	報酬金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3,000万円以上の場合 10%+18万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 6%+138万円 3億円以上の場合 4%+738万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。
2 調停及び示談交渉事件	着手金 報酬金	1に準ずる。但し、それぞれの額を3分の2に減額することがある。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停からその他の事件を受任するときの着手金は、1または3の額の2分の1 ※着手金の最低限は10万円
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3,000万円以上の場合 1%+3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円以上の場合 0.3%+78万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。
	報酬金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3,000万円以上の場合 2%+6万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+36万円 3億円以上の場合 0.6%+156万円 ※上記金額に消費税が加算される。 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。
督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3,000万円以上の場合 1%+3万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円以上の場合 0.3%+78万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。 ※訴訟に移行したときの着手金は、1又は4の額と上記の差額とする。 ※着手金の最低額は5万円
	報酬金	1又は4の額の2分の1 ※報酬金は、金銭等の具体的回収をしたときに限って請求ができる。
4 手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3,000万円以上の場合 2%+6万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+36万円 3億円以上の場合 0.6%+156万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。 ※着手金の最低額は5万円
	報酬金	事件の経済的な利益が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3,000万円以上の場合 5%+9万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 3%+69万円 3億円以上の場合 2%+369万円 ※事件の内容により30%の範囲内で増減することがある。

離婚事件	調停事件交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1または2による。	
	訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1または2による。	
境界に関する事件		着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※1の額が上記を上回るときは、1による。	
借地非訟事件		着手金	借地権の額が5,000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額 借地権の額が5,000万円を超える場合 上記の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額	
		報酬金	申立人の場合	申立の認容 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			相手方の介入権容認	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			相手方の場合	申立の却下又は介入権の容認 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。
			財産上の給付の容認 財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
保全命令申立事件等		着手金	1の着手金の額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2 ※着手金の最低額は10万円	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金の額に準じる	
民事執行事件	民事執行事件	着手金 報酬金	1の着手金の額の2分の1 1の報酬金の額の4分の1	
	執行停止事件	着手金 報酬金	1の着手金の2分の1 事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1	
行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件		着手金	1の着手金の額の3分の2の額	
		報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	

- ☆ 着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ準として算定する。
- ☆ 経済的利益の額が算定不能な場合は800万円とする。  
但し、事件等の難易・軽重・手数などを考慮して増減額することがある。
- ☆ 経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬がある場合は増減額する場合がある。
- ☆ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

## 弁護士報酬基準一覧表(刑事事件、少年事件)

この基準に基づき算定された報酬は、別途消費税が加算される

刑事事件	1 起訴前及び起訴後の 事案簡明な事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の額		
			起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
				求略式命令	20万円から50万円の範囲内の額
			起訴後	刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額
	求刑された刑が 軽減された場合	20万円から50万円の範囲内の額			
	2 起訴前及び起訴後の 1以外の事件	報酬金	20万円以上		
			起訴前	不起訴	20万円以上
				求略式命令	20万円以上
			起訴後	無罪	50万円以上
				刑の執行猶予	20万円以上
求刑された刑が 軽減された場合				軽減の程度による相当額	
検察官上訴が棄 却された場合	20万円以上				
再審請求事件	着手金	20万円以上			
	報酬金	20万円以上			
保釈・勾留の執行停 止・抗告・即時抗告・ 準抗告・特別抗告・勾 留理由開示等の申立	着手金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に必要となる場合がある。			
	報酬金				
告訴・告発・検察審査 の申立・仮釈放・仮出 獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき、10万円以上			
	報酬金	依頼者との協議により必要となる場合がある。			
少年事件	家庭裁判所送致前及 び送致後	着手金	20万円から50万円の範囲内の額		
		報酬金	非行事実なし に基づく審判 不開始または 不処分	20万円以上	
			その他	20万円から50万円の範囲内	
	抗告・再抗告及び保 護処分の取り消し	着手金	20万円から50万円の範囲内の額		
		報酬金	非行事実なし に基づく審判 不開始または 不処分	20万円以上	
			その他	20万円から50万円の範囲内	

☆ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判出廷回数が2ないし3回と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。

☆ 起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは、別途着手金が必要となる場合がある。

☆ 引き続き上訴事件(抗告審)を受任するときは、着手金・報酬金を減額する場合がある。

☆ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金が減額されることがある。

☆ 逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。

# 弁護士報酬基準一覧表(裁判外の手数料)

この基準に基づき算定された報酬は、別途消費税が加算される

法律関係調査	基本		5万円から10万円の範囲内の額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円から10万円の範囲内の額	
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	非定型	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+7万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円以上の場合 0.1%+88万円	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円から3万円の範囲内の額	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本	3万円から5万円の範囲内の額	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
遺言書作成	定型	10万円から20万円の範囲内の額		
	非定型	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 21万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1%+17万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+38万円 3億円以上の場合 0.1%+98万円	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
遺言執行	基本		経済的利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 2%+24万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 1%+54万円 3億円以上の場合 0.5%+204万円	
	特に複雑または特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続きを要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬が必要となる場合がある。	

法律相談	初回市民法律相談	30分ごとに5,000円
	一般法律相談	30分ごとに5,000円から25,000円の範囲内の額
顧問料	事業者の顧問料	月額5万円
	非事業者の顧問料	月額5,000円
日 当	半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万円から5万円の範囲内の額
	一日(往復4時間を超える場合)	5万円から10万円の範囲内の額

## 弁護士報酬基準一覧表(債務整理・破産・個人再生等)

この基準に基づき算定された報酬は、別途消費税が加算される

1 自己破産申立	非事業者	同時廃止事件	着手金 報酬金 合計	300,000円
		破産管財人選任事件		300,000円以上
	事業者	同時廃止事件		300,000円以上
		破産管財人選任事件		500,000円以上
2 民事再生申立	小規模個人再生	住宅ローン特則あり	着手金 報酬金 合計	450,000円
		住宅ローン特則なし		400,000円
	一般民事再生 (事業者・非事業者共通)			1,000,000円以上
3 特定調停申立			着手金	債権者1社あたり20,000円 ※但し、着手金合計額の最低額は100,000円
			報酬金	債権者1社あたり20,000円 ※但し、着手金合計額の最低額は100,000円
任意整理事件(1 ないし3のいずれ にも該当しない債 務整理事件)	非事業者		着手金	債権者1社あたり20,000円
	事業者			500,000円以上
	非事業者		報酬金	債権者1社あたり20,000円
	事業者			500,000円以上